

総務文教常任委員会記録

令和4年3月14日

【開催日】 令和4年3月14日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時45分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古 川 博 三	総務部長	川 地 諭
総務部次長兼人事課長	辻 村 征 宏	総務課長	田 尾 忠 久
総務課課長補佐兼総務係長	奥 田 孝 則	総務課法制係長	竹 内 広 明
人事課主幹	光 井 誠 司	消防課長	橋 本 俊 昭
消防課主幹	吉 岡 努	消防課消防庶務係長	若 松 宗 徳
消防課消防団係長	市 山 陽 介	企画部長	清 水 保
企画部次長兼情報管理課長	山 根 正 幸	企画部次長兼企画課長	和 西 禎 行
企画課主幹	工 藤 歩	企画課行政経営係長	福 田 淑 子
シティセールス課長	杉 山 洋 子	シティセールス課主幹	原 田 貴 順
シティセールス課主査兼定住促進係長	道 元 健 太 郎		

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	主査兼議事係長	中 村 潤 之 介
------	---------	---------	-----------

【審査内容】

- 1 議案第23号 山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について (総務)

- 2 議案第24号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務)
- 3 議案第32号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (総務)
- 4 議案第33号 山口県市町総合事務組合の財産処分について (総務)
- 5 議案第25号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 6 議案第27号 山陽小野田市転入促進条例を廃止する条例の制定について (シティ)
- 7 議案第34号 市有財産の出資について (企画)
- 8 議案第26号 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (消防)

午前9時 開会

長谷川知司委員長 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですがおそろいですので、始めたいと思います。総務文教常任委員会を行い、終了後に分科会に入りたいと思います。では、最初に総務文教常任委員会を行います。本日の審査内容はお手元の資料にあるとおりです。1、議案第23号山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

田尾総務課長 それでは、議案第23号山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されるため、この法律を引用している部分について引用規定を改めるものです。説明は以上です。

長谷川知司委員長　ただいま執行部からの説明がありました。委員の皆様
の質疑を受け付けます。

笹木慶之委員　今、引用規定の変更によると説明がありましたが、この引用規定とは何ですか。

竹内総務課法制係長　議案の新旧対照表の改正前の部分の下線が引いてあるところを読み上げさせていただきます。こちら行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、第2条第3項に規定する個人識別符号をいうと説明しておりますが、この個人識別符号という定義を説明するために、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の第2条第3項を引用しております。このことを引用規定と申し上げております。

笹木慶之委員　それは分かるんですけどね。どういう理由で変わったのかということを知っているわけですか。

竹内総務課法制係長　この度の法改正は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、そして独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、この3法が個人情報の保護に関する法律に統合されることになり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されましたので、引用規定を改めたものとなります。

笹木慶之委員　そうしますと、この個人情報の保護に関する条例の条文引用の中身については、いわゆる項の繰下げだけで、何ら変わっていないということですか。

竹内総務課法制係長　委員のおっしゃるとおりです。

岡山明委員　内容は変わらないと。そういう状況で今廃止されたんですけど、改正前と改正後を見ると、「行政機関の保有する」という言葉が、削除

されているんですよね。そういうことで、行政が保有している資料関係は、今までと全く同じようなそういう管理というか、この個人情報は今一番肝腎要の自治基本条例第25条で個人情報の保護という項目がありますよね。「行政機関の保有する」という表現があるから、そういう情報が今まで以上に何か軽く扱われるイメージがあるんですが、どうですか。

竹内総務課法制係長 先ほど御説明させていただきました個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、この3法が一つの法律に統合される形になりました。内容としては、決して軽くなったというものではなくて、一つの法律に統一されたということで、「行政機関の保有する」という言葉が除けられているということになりますので、その点は大丈夫かと思えます。

岡山明委員 個人情報保護は、通常と変わらないと。漏れるようなことはないということでもいいですね。

竹内総務課法制係長 委員のおっしゃるとおりです。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議案第23号について質疑を終了します。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、採決します。議案第23号に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第24号行政手続における個人の特特定を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を

改正する条例の制定について、執行部からの説明をお願いします。

田尾総務課長　続きまして、議案第24号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。こちら、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されまして、条文中の引用規定に号ずれが生じるため、その部分を解消するものです。

長谷川知司委員長　執行部からの説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。

宮本政志副委員長　特定の個人を識別するための番号というのをもう少し詳しく説明してください。また、利用等に関するとは、どういうふうにご利用されるか。その2点お聞きします。

竹内総務課法制係長　まず特定個人情報という言葉につきましては、個人番号、いわゆるマイナンバーをその内容に含む個人情報のことを言います。そして、利用に関することですが、この条例の趣旨としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第9条にマイナンバーが利用できる範囲というものが示されておりまして、第19条に特定個人情報の提供の制限というのがそれぞれ規定されております。この第9条の利用の範囲と第19条の提供の制限の例外規定を設けるものがこの条例で定める内容となっております。

長谷川知司委員長　ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を終了して、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、採決します。議案第24号に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

長谷川知司委員長 全員賛成です。議案第24号は可決すべきものと決しました。では、議案第32号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理に関する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、執行部からの説明をお願いします。

田尾総務課長 続きまして、議案第32号は山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更です。これは玖西環境衛生組合の解散に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年3月31日限り玖西環境衛生組合を脱退させ、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものです。

長谷川知司委員長 執行部から説明がありました。委員の皆様は質疑を受け付けます。質疑はありますか。

岡山明委員 玖西環境衛生組合が脱退されるという状況ですが、こういう組合の脱退というのは、結構あるんですか。前回見た感じがするんで、脱退の状況が分かれば、分かる範囲でちょっと教えていただきたい。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 昨年度は、山口市と宇部市の共同で処理されている下水道組合が解散されまして、今年度は玖西環境衛生組合が解散すると伺っております。それ以前については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんが、回答しかねます。

岡山明委員 結構、組合があるという状況で、脱退の理由がちょっと分からないんですが、組合を脱退されるというのはどういう状況の下で脱退され

るんですか。

田尾総務課長 申し訳ありません。脱退の理由は本議案とは関係ありませんので、私どもで把握しておりません。

宮本政志副委員長 これは改正に伴って、議案第25号の次のページに、次に掲げる措置を講じなければならない、(1)、(2)、(3)とありますよね。これは新たに……

長谷川知司委員長 今は議案第32号をしております。（「32か」と発言する者あり）ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、採決します。議案第32号に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成で議案第32号は可決すべきものと決しました。次に、議案第33号山口県市町総合事務組合の財産処分についてです。

田尾総務課長 続きまして、議案第33号山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から玖西環境衛生組合が離脱することに伴う財産の処分についてです。これは玖西環境衛生組合が、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分を地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体との協議の上、当該組合に帰属させる財産を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を受け付けます。

伊場勇委員 この事務組合の財産というのは、退職手当のほかに何かあるんで

しょうか。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 この度の財産処分について伺っておりますことは、職員退職手当事務を行うために、玖西環境衛生組合が納付した令和3年度普通負担金950万円を返金するということです。それに伴う財産の処分を行うことによる本市の財政負担等の増減はありません。

田尾総務課長 退職手当事務のほかには、災害基金事務、消防団員の補填事務や公務災害の補填事務とかがあります。財産は災害基金と退職手当の二つになります。

長谷川知司委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なし。では、採決します。議案第33号に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成で、議案第33号は可決すべきものと決しました。次に、議案第25号山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明をお願いします。

辻村総務部次長兼人事課長 それでは、議案第25号山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明します。今回の改正は、人事院勧告に基づく国の改正に準じて、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和を行うために所要の改正を行うものです。改正の内容は、会計年度任用職員等の育児休業の取得要件について、これまで引き続き在職した期間が1年以上とする要件を廃止し、継続的な勤務が見込まれるものについて、採用当初から育児休業が取得できるようにするものです。なお、この施行は4月1日です。

長谷川知司委員長 執行部からの説明が終わりました。委員の質疑を受け付けます。

伊場勇委員 1年以上という要件は廃止されますが、継続的な勤務が見込まれるとは、どの段階で判断されるのか教えてください。

辻村総務部次長兼人事課長 採用当初に1年以上雇用する職種なのかというところでの判断ですので、どの時点でとなると採用時点となります。

宮本政志副委員長 次に掲げる措置を講じなければならないとは新たに付け加えられたものですか。もともとあったものですか。

辻村総務部次長兼人事課長 新たに付け加えられたものです。

宮本政志副委員長 4月1日からの施行に関して、この準備はされていくという事でいいですね。

辻村総務部次長兼人事課長 はい、そのとおりです。

岡山明委員 非常勤、再任用、任期付、正規と職員の区分があるんですけど、非常勤職員の割合はわかりますか。

辻村総務部次長兼人事課長 病院局と水道局を除くと、大体正規職員が500名弱ぐらい、それ以外が大体250名程度、全体で750名程度います。今の非常勤というのは主に会計年度任用職員が対象になりますので、今後は採用当初から、条件によっては育児休業等の取得ができますというふうに、国に倣って改正するものです。

前田浩司委員 今ちょっと不透明な、見込まれるという内容について、採用職種を決められる方とか条件とかというのは何かあるのか。あわせて、例

えば求人票等々に、こういった見込まれるという職種をうたっておられるのか、うたっておられないのか。ちょっとその辺の判断が問題にならないのかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 会計年度任用職員は1年度単位の雇用なので、原則1年ごとに通知を出します。更新するかしないかというところも中にはありますので、その職種が募集のときに更新の可能性があるかどうかで判断されるのかなとは思いますが。

岡山明委員 今回対象になるような方の割合がどのぐらいいらっしゃるかと私は聞いたと思うんですけれど、それに答えていなかったんですけどね。山陽小野田市職員が全部で754名と広報に出ていますよね。それで、女性の職員が45%、そのうち30歳未満が63%と書かれているんですよ。職員に関してはそういうのがあるんだから、非常勤職員の方の割合を掌握されていませんかということなんです。

長谷川知司委員長 先ほど男女の割合は言われていなかったと思うんです。

岡山明委員 今回は女性が主な対象の議案ですから、女性の割合が大体どれくらいで、非常勤職員がどれくらいいらっしゃるか知りたいということでもちょっとお話聞きたいんですけどね。

辻村総務部次長兼人事課長 今、お手元にある資料は主に正規職員を公表している数字だろうと思います。会計年度任用職員の割合を今おっしゃいますが、手元に男女比の資料はありませんが、現状では圧倒的に女性が多いです。パーセンテージと言われると手元に資料がありません。申し訳ありません。

伊場勇委員 この育児休業に至っては個人の育児に対する考え方とか、それぞれの家庭環境によってニーズが変わってくると思うんですけども、市と

して、この育児休業を男性や女性にかかわらず、偏見を持たずにしっかりと取っていただきたいというような内容の研修を今から行っていくのか。その辺をちょっと教えてもらえますか。

辻村総務部次長兼人事課長 育児休業制度について、改めて周知が必要だろうと思いますので、こういった形になるか分かりませんが、今回の改正も含めて育児休業制度を周知して、どんな休みがあるか、どのぐらい取れるかというところは周知していきたいと思います。

岡山明委員 病院関係、保育士といった非常勤の方々がメインのような形になってくるんですけど、男女別が分からなければ非常勤のトータルの人数は把握されていますか。今回こういう条例ができるという状況の中であれば、男性も育児休業が取れますし、非常勤職員の割合というか、それも把握していないですか。

辻村総務部次長兼人事課長 今回のこの改正については、取得される方自体は当然女性になってきますけれども、制度としては男女関係なくこういった制度があるということは認識していただきたいと思いますし、そういう説明をさせていただきたいと思います。対象となる方がどのぐらいいるかという割合は、先ほど申しましたように把握しておりませんが、その割合というよりもこういう制度があるということは周知していきたいとは思っております。

長谷川知司委員長 対象となる人数は、はっきり出ないんじゃないですかね。

岡山明委員 委員長が言われたんですけど、そういう正規、任期付、再任用とか非常勤を分けた一覧表みたいのはないんですかね。病院関係、例えば小学校関係、中学校関係、保育園とかそういう職種別人数は把握されていませんか。

辻村総務部次長兼人事課長 今そういったお出しするような形での書類は持っておりません。当然集計すればできますけれども、今現在それを全て出すことはできません。

岡山明委員 委員長が資料請求されて、平成28年に保育園、幼稚園の正規、任期付、再任用、臨時の種別に分かれた人数の一覧表が出とるんですよ。最近はこういう表はこちらが要請しない限りはないということですか。

辻村総務部次長兼人事課長 そのとおりです。その当時要請されて資料をお作りしたんではないかと思っています。

長谷川知司委員長 現在、それは要求しないと、ないということですか。

辻村総務部次長兼人事課長 はい、そうです。

長谷川知司委員長 ほかにありませんか。では、質疑を終了します。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なし。では、採決に入ります。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成で、議案第25号は可決すべきものと決しました。ここで換気のため、35分まで休憩します。

午前9時27分 休憩

午前9時35分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして委員会を再開します。議案第27号山陽小野田市転入促進条例を廃止する条例の制定について、執行部か

らの説明を求めます。

杉山シティセールス課長 議案第27号山陽小野田市転入促進条例を廃止する条例の制定について、御説明します。山陽小野田市転入促進条例は、平成23年10月に公布し、市外から本市へ移住していただく動機づけの一つとして、本市に転入し、市内で新たに住宅を取得した方に対し、その住宅に係る固定資産税相当額の5年分を転入奨励金として交付してまいりました。新規交付者を対象に、転入奨励金制度を知った上で転入されたかどうかを聞いたアンケートでは、直近過去3年間で、令和元年度44.1%、令和2年度48.6%、令和3年度37.9%で推移しており、同じく新規交付者を対象に、本市に住宅を取得した理由を聞いたアンケートで、転入奨励金制度があることを理由とした割合は、直近過去3年間で、令和元年度10.9%、令和2年度8.5%、令和3年度9.8%という結果でした。結果、この転入奨励金は、転入者を増やす施策として、制度創設からの10年間で623世帯の移住につながり、一定の効果があつたと認識しております。また、転入者を増やす施策としては、現在、作成中の移住定住情報リーフレットや、構築中のポータルサイトにおいて、移住検討者にとって役に立つ情報や、本市の住みよさをPRし、移住促進のためのきめ細やかな情報発信に取り組んでいるところです。加えて、来年度以降は、移住検討者に対して丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を実際に体験できる機会を提供するお試し暮らしの事業を新たに予定するなど、きめ細やかな対応にシフトしていきます。一方で、限られた財源の中、子育て支援策の充実も含めて、本市の住みよさを底上げし、定住施策を推進するため、令和5年1月1日をもって山陽小野田市転入促進条例を廃止する考えに至りました。廃止する議案の条文としては、附則になりますが、1で施行期日、令和5年1月1日施行を、2で経過措置として、この条例の施行の日の前日までに現に転入奨励金の交付を受けている者、現に転入している者及び現に取得者である者に係る第4条から第8条までの規定の適用については、なお従前の例によるとしております。今後

の手續につきましてもう少し詳しく説明しますので、お配りしております資料の1ページを御覧ください。まず、(1)の条例廃止後の転入奨励金交付の取扱いです。こちらは三つあります。一つ目は、令和4年12月31日までの住宅取得者又は転入者までは、新規交付対象とします。二つ目、交付決定を受けている者は翌年度以降、2から5年目も交付を受けることができます。三つ目、交付の遡り申請については、従前のおり可とします。二つ目を少し詳しくお話ししますと、令和5年1月1日の条例廃止後も、交付決定者は最大5年間の交付を受けることができます。三つ目は、制度を知った時点で既に申請期限が過ぎていた場合や、申請手続を失念していた場合に、5年間という交付対象期間内に限り、申請を遡って受け付ける取扱いにしており、従前のおり今後も可能とします。次に、(2)交付の特例としては、大きく二つに分けられます。一つ目は、特例㊸として、令和4年12月31日までに転入をした人が、条例廃止後となる令和5年1月1日以降に住宅を取得するパターンです。山陽小野田市転入促進条例第4条第2号では、転入した日の翌日から起算して2年以内に取得者となった者を交付対象者としています。この取扱いによって、特例㊸-1として、令和5年1月1日から12月31日までに住宅を取得した人は、令和6年度の新規交付者となり、令和10年度までの5年間の転入奨励金の交付を受けることができます。こちらについては、2ページの(4)交付年度というところに、特例と何年度まで受けられるかということを表にしておりますので、あわせて御覧ください。次に、特例㊸-2として、令和6年1月1日から12月31日までに住宅を取得した人は、令和7年度の新規交付者となり、令和11年度までの5年間の転入奨励金の交付を受けることができます。二つ目は、特例㊹として、令和4年12月31日までに住宅を購入し、条例廃止後となる令和5年1月1日以降に転入するパターンです。山陽小野田市転入促進条例第4条第2号では、転入した日に取得者である者を交付対象者としています。ただし、同条例第7条第3項では、転入奨励金の額等について、固定資産取得基準年度から5年度間に限り交付するとあることから、固定資産取得基準年度は令和5年度を初年度として、令和9年

度までの5年間の交付対象期間内に限り、転入奨励金の交付を受けることができます。この取扱いによって、特例㊸-1として、令和6年1月31日までに転入した人は、令和5年度の新規交付者となり、令和9年度までの5年間の転入奨励金の交付を受けることができます。特例㊸-2も同様に取扱い、令和6年度の新規交付者となり、令和9年度までの4年間の転入奨励金の交付を受けることができます。特例㊸-3から特例㊸-5までも同様で、交付対象期間が終了する令和9年度まで転入奨励金の交付を受けることができます。資料の2ページを御覧ください。

(3)では、令和4年1月1日から、最後の新規交付者が決定する令和7年1月1日までの交付対象者の確定について記載しています。これが、今お話しした1ページの特例を含めて表にしたものです。続けて、(4)では、交付年度を記載しており、縦軸は新規交付者の交付開始年度を、横軸は実際に転入奨励金を支払う年度を記載しています。交付金額の規模としましては、令和6年度の支払から特例㊸の対象者を含みますが、段階的に全体の交付金額が減り始め、令和11年度の支払で、転入奨励金の交付が全て終了する見込みです。山陽小野田市転入促進条例をこの度廃止する考えですが、人口減少対策としては、転出者を減らす、転入者を増やす施策として、本市に住み続けていただくための子育て支援策をはじめとした市全体の施策をアピールし、本市の魅力である、住みよさを分かりやすく丁寧に伝えるとともに、きめ細やかな対応をすることで、定住及び転入の促進に努めてまいります。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を受け付けます。

伊場勇委員 先ほど、本市への移住を検討した動機づけの一つとして、アンケートの結果を言っていただきましたが、アンケートの取り方は複数回答だったのか、それとも、何かから一つだけ選んだのかを教えてください。

道元シティセールス課主査兼定住促進係長 複数回答になります。

伊場勇委員　これがあったから転入したんだという人はちょっと私の周りにいなくて、そういった形で取ったのかなと思ったんです。これに代わる動機づけということは今からするので、取りあえずこれは役目を終えたということで認識されていると思うんですけども、しっかり検証しなきゃいけないと思うんですよ、お金を使っているものですので。その検証の仕方について、今から何かされるといったお考えはありますか。

杉山シティセールス課長　検証として毎年度アンケートを取り、また何世帯という数字を報告しましたが、何人かという実際の人口数に直結した数字を記録として取っていますので、全体としての検証というのは、この度、各年の伸び等を先ほど少しお話ししましたが、それを検証と考えております。今後新たに今までの数字をもって転入奨励金制度の検証をするという考えはありません。

古豊和恵委員　転入奨励金を交付してもらった方が、年々減っていますよね、10.4%、8.5%、9.8%と。やはり申請者が減っているのが原因なんですか、どんどん減っていったというのは。これは自己申告というか申告しないと奨励金を頂けないんですか、それとも「おうちを建てられて転入奨励金がありますよ、どうぞ受けてください」というふうに市から言われるんですか。

杉山シティセールス課長　御質問の前半の直近3年間のアンケートの、令和元年度10.9%、令和2年度8.5%というのは、アンケートの中で転入奨励金制度があることを理由として転入してきましたよという、この制度を使った方に対するアンケートの中での数字です。委員がおっしゃった制度の周知とか制度の利用の仕方とかについては、基本的には初年度については、個人情報ですので申請主義となっております。その方が言っていただいて、初めて利用することができます。ただし、固定資産税が掛かって、支払を全部済ませた後でないと、この制度はお使い

になれないので、今年も入れますが、固定資産税を払ってくださいという通知の封筒の中に「転入奨励金制度がありますよ」という通知文を入れておりますし、また外から転入された方にも転入奨励金制度があるというチラシを配ったり、また市内と市外も含めて住宅メーカーにも回しまして、家を建てる機会がある方と接する場面で、広く目にされるように周知を図ってきたりしたものです。

長谷川知司委員長 今の件ですけど、住民票を転入で届けたときに、その窓口で資料としてこういうものを渡すということはされていないんですか。

道元シティセールス課主査兼定住促進係長 実際に転入された方に対して、市民課などの窓口で転入奨励金制度を詳しく書いたチラシをお配りしています。また、転入奨励金について聞きたいということであれば、市民課から直接シティセールス課まで御案内していただいて、説明しています。

岡山明委員 ちょっと今の確認するんですけど、先ほどアンケートで、旧直近の3年間ということで、10.9%、8.9%、9.8%と。これは自分がもらえるということで、そういうパーセントの方がいると。今、転入奨励金は固定資産税を払った後に戻ってくるという制度ですよ。10%前後の方々は、そういう形でお金が返ってくると理解しているけれども、あとの9割の方々も転入奨励金の対象になるんですよ。9割の方は、それは知らんけど対象としてお金が返ってくるということでいいんですかね。ちょっとよく分かんんですけど。

杉山シティセールス課長 先ほど申し上げたパーセンテージですが、本市に住宅を取得した理由の中で、転入奨励金制度があるので山陽小野田市で住宅取得したと回答をされた方の割合になります。よって、ほかの理由の場合もありますし、転入奨励金制度があっても、それよりは子育て支援施設があるから住宅を建てる決め手とした方もいらっしゃると思いますし、それを知らずに転入された方も実際にはいらっしゃいます。

岡山明委員 いろいろ子供の関係上でここに来たと。要するに、転入奨励金対象者として9割の方がいらっしゃるという表現でいいですか。市に請求すれば、固定資産税の請求が来たときに、転入奨励金を請求できるということではないですか。

長谷川知司委員長 1割の方が転入奨励金を目的で建てられたと。残りの方は、ほかの理由とかで市内に転入されたという理解でいいんじゃないかなと思うんですが、それでいいですか。

杉山シティセールス課長 ほかの理由もあって、入ってこられたと。なので、今アンケートを取っているのは、当然転入奨励金をもらっていらっしゃる方です。今委員長が言われましたように、もらっている方は転入されているので、「転入されたのはこれが目的ですか、他の何か魅力があれですか」という転入事情をアンケートとしてお聞きしているものです。

岡山明委員 分かりました。転入奨励金の対象者に行ったアンケートということですね。そうすると、このアンケートに回答した方は、必ず転入奨励金もらっているということですね。そうすると、直近3年間で金額的にはどのぐらいありますか、今回やめるということですけど、実際この3年間で奨励金が出ていますかね。

道元シティセールス課主査兼定住促進係長 令和元年度におきましては、交付件数が374件で2,268万2,900円。令和2年度につきましては、交付件数に346件で2,166万7,000円。令和3年度につきましては、現在申請中の方まだ審査中の方もいらっしゃいますので、現時点では266件で1,746万900円となりますが、最終的には令和3年度の交付件数は348件になる予定になっております。

笹木慶之委員 制度の骨格についてちょっとお尋ねします。この資料はよく分

かるように書いてあると思うんですが、特例㊸と特例㊹の確認です。特例㊸はいわゆる転入を済ませた方で、そして税を払ったということですね。㊹は以後に転入になったと。取得しておったけれども、以後に転入になったという方ですね。それで、まず特例㊸ですが、最初の特例㊸の1番というので、令和5年1月1日から12月31日の住宅取得で、これは次年度の令和6年度から交付しますよということですね。そこでひとつ疑問に感じるのは、固定資産税の課税の基準日は1月1日ですよ。そうすると、単純に考えたら1月1日に課税対象になったんだから、令和5年度から新規交付ではないかなと思うんですが、これを令和6年度からとした理由は何でしょうか。例えば、令和5年1月2日からとなっていれば言いませんが、1月1日になっておるということは、課税基準日なんですよ。その日に既に取得しておって、私が対象者だったら一応聞きますよ、何でなのかと。理由が分からないから教えてください。

杉山シティセールス課長 この日にちの整理については、課内でも資料を作るときに協議したんですが、この住宅取得というのが法務局で登記した日にちをもって書類で確認しておりますので、実際のところは、基本的には1月4日以降でない書類が発行されません。ここを1日として、前年度の整理を1月3日とするとちょっと分かりづらいので、申し訳ありませんが、今は1月1日からとしています。実際に登記の日付としては1月4日からしか出てこなくて、令和6年1月1日に課税対象となるという整理になるので、本当に1月1日取得の方がいけば、令和5年度の課税と、委員言われたとおりになるんですが、実際の事務処理上はそれがありませんので、ここのちょっと表記は迷いましたが、実際の取扱いとしてはそのようになります。

笹木慶之委員 ルールが動かない日にちですからね。ということになれば、少なくとも1月4日と処理されないと思います。それはいいとして、もう1点は、例えば特例㊹の1で令和6年1月31日転入とありますよね。1月31日までは前年度を新規として5年間払いますということですね。

だからこれは条件的に、建物は自分の名義となっておるけれども、住んでいなかったという逸失行為によって期限設定されたと理解していいんですか。だから、そこまでと。ただ、1月31日以降だったら、その次年度から交付という形になるということでもいいですね。

杉山シティセールス課長 1月31日で切っているのが、予算の関係や支出の事務処理もあるので、申請期限を1月31日までとしております。1月31日付けで転入してきたという書類を、さっきの登記の書類と一緒に出していただければ、5年間の交付を受けられます。要は令和5年1月1日にもう家があって、どの時点で転入されたかによって、何年間のお金をもらうことができるかという期限が変わってきますので、この1月31日で切っております。先ほど少し申しましたが(1)の③で、交付の遡り申請を可能としておりますので、現在も受付は一旦1月31日で切りますが、この方については12月に本当は転入していたけど、1月末までに忙しくて行けなかったという場合は、翌年度の4月以降に1年間は遡りで、結果5年分の交付を受けることができるように手続きができます。

笹木慶之委員 次に聞こうと思ったことの答えを先に言われましたが、要は転入と書いてあるけど、転入じゃなしに申請なんですよね。申請手続をされたものでしょ。だから、転入ではなくて、既に転入しておって知らなかったから、申出が1月31日までであれば、その前年度も対象としてできる、つまり遡り申請ができるということですね。遡りは説明で分かりました。要は三つの疑問点があったんで、あえて聞いたんです。今まで、ここまで我々の手元に見えてこなかった。廃止するという状態でやっと見えてきたというところで、今確認したんです。だから、あくまで家を建てたということとそれが本人のものであるということだけでは駄目なんだと。そこに転入行為があり、付け加えて申請という手続があって、初めてこの事業は完了すると。だから、その申請が遅れておったものについては、遡り申請ができるというように理解していいですね。

杉山シティセールス課長 そのとおりです。

古豊和恵委員 近隣市町村にパンフレットやリーフレットを配りましたということでしたが、近隣というのはどこの市町村に、どの時期に配ってお願いしたのか。やはり減っているというのは何らかの原因があると思うんですけれども、その辺のお答えをしていただければと思います。

道元シティセールス課主査兼定住促進係長 これまで転入奨励金制度につきましては、チラシを中心に制度の周知を図ってまいりました。近隣というのは、主に宇部市、下関市、山口市などを中心に制度を周知しておりました。具体的には、全日本不動産協会、全国宅地建物取引業協会、住宅展示場、市内の不動産事業者、市内であれば観光交流施設のきらら交流館、花の海、小野田サンパーク、そのほか山口宇部空港などにもお配りしています。

古豊和恵委員 チラシは現在も置いてあることを確認されているんですか。

道元シティセールス課主査兼定住促進係長 現在も配置しておるところです。確認しておりますし、なくなりましたらシティセールス課まで申し付けいただければ配送の手配をしております。

宮本政志副委員長 先ほど、平成23年10月から転入奨励金が始まりましたよと言われました。その当時の経緯はいいですけど、まず何で転入奨励金を始めようと思われたのか。また、その当時は効果を期待して始めようとしたと思うんですけれど、何の効果を期待したのか。理由と期待した効果というのを聞かせてください。

杉山シティセールス課長 本市におきましては、昨年度から定住促進係ができましたが、定住対策はかなり立ち遅れている状況です。平成23年ぐらいから多分徐々に人口減少の話も出始めて、その後、消滅可能性都市等

も大きく取り上げられました。その中できめ細かい対応や情報発信をしようと思うと、どうしても人手とお金も掛かってまいりますので、そういった施策ではなくて、直接人が入ってくる決め手になる、これがあるから入ってみようという何か目玉として近隣他市やってないものをやりたいという考えの下で、転入促進条例を制定したと思います。目的というのは、もちろん他市から本市に入ってきていただいて定住ということ、やはり住宅を取得していただければ、長く本市に住んでいただけるだろうということで、単にその転勤で何年かたって出ていく方ではなく、またここに住んでいただくという意味で、単に家を建てました、貸しますとかいうことではなくて、ここを生活の本拠として出勤をしたり、日用品の買物をしたりという市内での経済活動のイメージを持って、マンションの取得でも戸建てでも構いませんという形で制度設計をしたと聞いております。またそのときには、交付年度を3年間にするのか、5年間にするのかということも議論がかなりあったと聞いておりますが、インパクトという意味では、5年間出したいということで、当時、制度を作り上げたと聞いております。

道元シティセールス課主査兼定住促進係長 すみません、補足です。先ほども近隣市を中心に周知していると申し上げたんですけども、本市を通勤圏内にされている方を、制度設計のときに転入奨励金のターゲットとして設けておりました。ですので、市外に住民票や勤務地などがあって、これから住宅を新築又は購入しようとする方に対して、本市を候補地の一つに考えていただければという思いも、目的としても一つありました。

宮本政志副委員長 ですね。人口減少対策を理由に、それは当然人口減少を食い止めるという効果を期待して始められた。先ほど一定の効果があったと言われましたが、一定の効果がある良い施策をなぜやめるんですか。

杉山シティセールス課長 移住定住対策として、今まで情報発信とか移住定住をしたいという方に向けたリーフレットの情報発信や内容ですけど、き

ちんとそれに特化したものが全く準備できていませんでした。令和3年度もかなりの金額を掛けてホームページやリーフレットを作りました。そういった意味では、移住定住施策について、これまで正直手薄であったとお話ししましたがけれども、制度がありますよというだけでは、もう市外からの方を呼び込むのは全く無理だと感じております。他市においては定住対策の課を作って、べったり人を張り付けてというようなやり方もされていますが、ちょっとそこまでがかなわないけれど、情報発信は絶対にやっていかなければならない。発信した以上は、その後の相談を受け止める体制も必要だけれども、移住定住施策として必要な事業メニューがやはり転入奨励金だけでは無理だということであって、効果という意味ではないとは思っておりません。一定の効果があったとは思いますが、2,000万円前後ではあってもこの金額を出し続けながら、ほかの転入施策をたくさん広げていくのもちょっと難しいかなというところがあります。あと、そういう意味ではこれだけではなくて、住みよさ、住環境等が魅力だったといったアンケートの結果もありますので、この度、子育て関係の施策も出ておりますが、転入奨励金があるから入るのではなくて、「ここが魅力です、ここが魅力です」といったものを個別に打ち出して、移住定住を進めていく時期に来たのかなと思っております。

宮本政志副委員長　そうすると、冒頭に伊場委員が言われたアンケートの件で、先ほど10.9%、8.5%、9.8%と言われたけど、アンケートは複数回答ですか、それとも一つですか。つまり、回答は次から一つ選んでください、本市に来たのは転入奨励金があったというところを一つだけに丸をするのか、複数回答で幾つも理由が選べて、その中の一つとして転入奨励金を選んだのか、どちらですか。複数回答可ですか。

道元シティセールス課主査兼定住促進係長　アンケートの内容につきましては、そのものを回答するものや複数回答もあります。先ほど言いました住宅を取得した理由ということに関しては、複数回答になっています。項目

を申し上げますと、山陽小野田市に住宅を取得した理由としまして、転入奨励金制度があるというのが一つ、雇用の場があるというのが一つ、商売や経営がしやすいというのが一つ、通勤通学の便が良いというのが一つ、交通の便が良いというのが一つ、生活住環境が良いというのが一つ。医療福祉面が充実しているというのが一つ、通学や子育て環境など子供の教育環境が良いというのが一つ、そして買物や娯楽などの場が多いというのが一つ、最後に余暇や生きがいを楽しむ場、機会が多いというのが一つ。これらを複数回答していただいたパーセンテージになっております。

宮本政志副委員長　　そうですね。転入奨励金が決め手で転入されたというのは、聞いたことがないと冒頭に伊場委員が言われたように、私も聞いたことがないんですよ、これのみで本市に来たというのは。だから、いろいろ効果が見えないところもある、薄いと。だから、今回のこの議案と関係ないけども新しい施策を考えて、またチャレンジしていくというのは分かるんです。新しいものにチャレンジするんやったら、廃止する転入奨励金で見えてきた課題というのがあると思うんですよ。この課題をやっぱりしっかり精査して、新しい施策に生かさないとまた同じことの繰り返しになってくると思うんですけど、見えてきた課題が何かありますか。あと、その課題に対する対策というのは講じられますか。

杉山シティセールス課長　　転入奨励金制度とちょっと似たような施策をする場合は、その課題が直接生かせることもあるかと思うんですけど、この度のアンケートの中で定住を促進するためにどのようなことに力を入れるべきですかといったアンケートも併せて行っております。多かったものから挙げますと、医療や福祉面の充実、次に子育て環境の充実、次に公共交通機関の充実、その次が雇用対策、起業家支援となっておりますので、正しく医療福祉、子育てといった部分——公共交通につきましては、商工労働課でいろいろとデマンドのバス等も検討されていらっしゃるが——そういった結果がありますので、方向性としてはやはり子育て、

福祉等について、シティセールス課としてはある制度についてはきちんとお伝えしていくことができると考えております。

笹木慶之委員　そこで、今おっしゃったことで廃止ということの中身が見えてきたんですが、要は人口を増やすということは転入を増やすこともさることながら、転出を止めることなんですよね。両者ともしなくちゃならない。今、アンケートを取られて、その内容が分かったということなんですけど、それは転入された方なんですよね。もう一つはやはり調査というか欲しいなと思うのが転出理由なんですけど、これは取られないんですか。なぜ、あなたは転出されるんですかというのはなかなか答えをお願いするのは難しい面があるかもしれませんが、そこにポイントがあるような気がするんですよね。だから、確かに毎年2,000万円掛けて、一部の人には恩恵があるけれども、そうでないことが狙いで来られたということが居住の条件とするならば、不足しておれば転出されるということになるんですよね。だから、トータルでまちづくり、住みよさのレベルを上げていこうということで、あえて変えられたということでしょう。今、ほかの面からも質問がありましたが、チャンスがピンチになると大変なんですよね。もっと辛いことになるわけ。その辺はどうお考えですか。

杉山シティセールス課長　転入促進条例のアンケートで一定の動向が見て取れます。それ以外に転入された方にアンケートを取っていますが、なかなか窓口が混雑してお客様も急いでいらっしゃるということで、数が余り集まらない状況で、転出もとなるとちょっと難しい面もあるかもしれません。おっしゃるとおり、原因が何かということを含めてではなくても、もう少し集めていく必要もあると思いますので、お客様にも手間を掛けずにできるやり方があるのかどうか、どういった方策でということから市民課に相談してみたいと思います。

道元シティセールス課主査兼定住促進係長　すみません。補足です。現在、転

入奨励金のアンケートとは別に、窓口で転入者に向けてのアンケートを取っております。また、転出者に関しても任意ではありますが、取れるようにしております。その中で転出した理由というのも、毎年集計しており、少し数が少ないかもしれませんが、一番多い理由は住み替えとか就職とか転職という理由が一番多いのかなと思っております。

笹木慶之委員 都心部のほうでやっているのは、必ず転入や転出の条件設定を全部分析しているんですね。だから、人口を増やそうと思ったら、言わずとも転出より転入が増えんと増えないわけだから、転入を増やそうとする以上に転出を止めていく形にしないと、都心に動いていく傾向があるんですね。だから、そのためのまちづくりしようという意図はよく分かります。だから、杉山課長が言われたようにこれからの問題と思いますが、やはりその辺りをしっかりつかまえて、その原因究明や対策をしないと、ただおざなりの対応ではなかなかうまくいかんと思っています。ということでお願いというか要望ですが、しっかりやってもらいたいと思います。

岡山明委員 今回の議案説明の部分で、移住検討者に向けた情報発信の充実やお試し暮らしを展開する上での事業の増加を見込まれることから、限られた財源の中で子育て支援策の充実も含めて、移住対策を推進するために、今回廃止するという説明文があるんです。そういう状況の中で、新しいスマイルシティ・ライフ体験事業というのは、シティセールス課が出されていますよね。これが再来年くらいになると金額的にトータルで800万円ぐらい。先ほど言われた2,000万円から3,000万円ぐらいの奨励金を出したという状況になるとダブりますよね。この奨励金に関しては5年間で、今こういう資料を見ると令和9年度まで支払が重なると。限られた財源の中で余分に1,000万円ぐらい掛かると。金額的な部分で、何かつじつまが合わないと思ったんです。増えるという状況があるので、その辺をちょっとお聞きしたいんです。

清水企画部長 この度、限られた財源の中でというところの中で、スマイルシティ・ライフ体験事業をさせていただいておりますが、やはりこの転入奨励金制度について今まで10年間という長いスパンでやってきています。それで廃止するというので、当然この一、二年間の財源の中での計算ではありません。これ以降、2,000万円以上の金額を続けていくのかどうなのかというところです。シティセールス課だけの財源の増減だけで考えているわけでもありません。全市的な財源の中で、どのように進めていくのかということをややはり考えていかなければいけないというところがあります。今、委員言われたとおり、この転入奨励金については5年間の経過措置がありますので、やはりその辺りについては少しずつ減っていくにしても支出し続けていかなければならないということがありますがけれども、それ以降の財源を確保するというのもあって、この度削減していこうということです。それ以降も転入転出というところで入学祝金であるとか、出産祝金であるとか、今後も引き続き長いスパンで支出していくようなことになると思いますので、その辺りも含めた中で全体的な財政計画の中で進めていくということで御理解いただけたらと思っています。

岡山明委員 その後に子育て支援策の充実も含めてという表現があるんですけど、何か具体的な事業みたいなものはありますか。

長谷川知司委員長 岡山委員、今回は転入奨励金だけですから。（「分かりました」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、これで質疑を終了します。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。では、議案第27号について採決します。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成ということで、議案第27号は可決すべきものと

決しました。ではここで職員入替えのため、10分間休憩します。10時半から行います。どうもお疲れ様でした。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、議案第34号市有財産の出資について、執行部からの説明を受けます。

和西企画部次長兼企画課長 議案第34号市有財産の出資について企画部PPP／PFI推進室から御説明します。この議案は、山陽小野田市LABVプロジェクトを実施する会社法に基づく法人を設立するため、(仮称)LABV共同事業体に対し、プロジェクトの対象となる土地を出資することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。出資の相手先については、現段階において法人登記されていないため、仮称としております。出資する土地は、山陽小野田市中心二丁目6160番12の宅地4,213.64平方メートル、中央二丁目6160番14の雑種地684平方メートル、セメント町6160番16の雑種地587平方メートルの計5,484.64平方メートルであり、出資する土地の評価額は、1億1,200万円です。なお、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産は出資することができないとされているため、現在、行政財産である商工センターが閉鎖され、当該市有財産を普通財産に移管した段階での出資となります。本議案は、1月に行われた選定委員会を経て、山陽小野田市LABVプロジェクトの事業パートナー優先交渉権者として決定した合人社計画研究所を代表企業とする企業グループ——以下、「合人社グループ」と呼ばせていただきますが——と、山陽小野田市、小野田商工会議所、山口銀行で構成される共同事業体に商工センター用地を出資するものです。本議案に関しまして、山陽小野田市LABVプロジェクトの概要と取組みの経緯(資料1と資料1-1)、合人社グループの提案

内容とプロジェクトに取り組む市としての考え方と合人社グループの提案内容（資料2と資料2-1）、今後のスケジュールについて（資料3）の三つほど資料を付けさせていただきました。その3点について、資料を基に御説明させていただきます。参考資料1、山陽小野田市LABVプロジェクトの概要と取組みの経緯です。スライド番号2を御覧ください。LABVの特徴について御説明します。特徴は二つあります。特徴の一つ目は、複数の公有地等に公共施設と民間収益施設を組み合わせた開発やマネジメントまでを行うということです。特徴の二つ目は、自治体が公有地を現物出資し、民間事業者が資金出資して作った事業体が、公共施設と民間収益施設を複合的に整備するという点、この二つです。LABVについては、今年度の内閣府PPP/PFIアクションプランにも、公的不動産を核にしたまちづくりのために官民の長期的なパートナーシップの枠組みを作るLABV等の新たな手法についても活用を積極的に検討すべきであるとあり、注目されている手法の一つです。スライド番号3です。先ほどの特徴1、複数の公有地等を対象という点です。本プロジェクトにおいては、対象エリアを半径2キロメートル圏内とし、①市商工センターと②山口銀行小野田支店用地での開発をリーディング施設とし、エリア内の他の2か所の公有地である③高砂用地、④中央福祉センターを連鎖的事業の対象地に加えました。本市のLABVプロジェクトでは4か所での事業展開を計画しています。スライド番号4です。LABVの特徴2についてです。自治体が公有地を現物出資するという点について、矢印の部分になります。市は共同事業体に土地のみ出資します。図の右側になりますが、その他プロジェクト関係者である小野田商工会議所、山口銀行からの出資、そして、左側になりますが、今回のプロジェクトの事業パートナーである合人社グループからの出資により、LABV共同事業体は設立されます。次に取組みの経緯です。スライド番号5です。築40年と老朽化している商工センターの今後の方向性を検討していたときに、隣接する山口銀行小野田支店も老朽化に伴う建て替えの検討を行っているという情報を入手し、連携について協議を始め、商工センター内に事務所がある小野田商工会議所にも連携を打診したところ、3者による官民連携での再整備を行うことで合意に至りました。

その際、「単なる複合施設建設ではなく、この地域の課題解決に資する拠点開発を行い、エリア内に波及させていくプロジェクトを目指す」という共通理解が3者の間で得られました。地域課題とは「にぎわいの再創出」になります。市役所の移転、大企業の本社移転で昔のにぎわいが失われてしまったエリアの復活は、立場の違いを超えて悲願ともいえるものだったからです。エリアマネジメント、つまり面的にまちづくりを進めていこうという観点から、LABVという手法がふさわしいのではないかというYMF G Z O N E プラニングからの提案があり、日本ではまだ事業化の例のない取組に着手することになり、令和元年度に国交省の先導的官民連携事業の補助メニューを活用して、可能性調査を実施しました。調査の中で山口東京理科大学との連携について協議を深め、学生寮を複合施設内に建設する案を提示し、ステークホルダー（関係者）に加わった山陽小野田市立山口東京理科大学が核テナントとして参画することになりました。スライドの6です。市のまちづくりのキーマン4者が協創でLABVプロジェクトに取り組むこととなりました。形成された産官学金の協創のプラットフォームに、今回、合人社グループが事業パートナーとして加わり、山陽小野田市LABVプロジェクトはスタートすることになりました。なお、これまでの詳細な経緯は資料1-1にまとめています。それでは2、LABVプロジェクトに取り組む市の考え方と合人社グループからの提案内容についてから、抜粋して御説明します。最初に1の(1)です。LABVプロジェクトに取り組む市の考え方と公有地を出資することについてです。まず、一つ目の黒丸は、市の利点として、公有地の現物出資のみであるため、自治体の財政負担を大幅に減少しながら開発を行えるということ。PFIのように単一の拠点の開発にとどまることなく、エリア——面で連鎖的に開発していく観点からも有効な手法であるということです。二つ目の黒丸では、民間の利点として事業用地を確保しないで済む分、事業性が高まり参画の促進につながるとういうこと。三つ目の黒丸です。以上述べてきた二つの定量的なメリットに加え、定性面での大きな効果が期待できるLABVについて、官が出資の形で民間主導の事業に関与することで公共性が担保され、まちづくりに寄与するプロジェクトが民間の柔軟なアイデアで実現する。

山陽小野田市L A B Vプロジェクトにおいても、公有地を出資した市と資金とアイデアを持ち寄る民間が対等な関係で組成する共同事業体が、にぎわいの再創出という共通の目的を共有し、事業を展開していく。そして、まとめとして四つ目の黒丸になりますが、土地の現物出資は、長期にわたる官と民との対等な関係を担保するしくみであるとまとめさせていただいています。その下、(2)です。L A B Vにおける民間と自治体、それぞれの立場からのメリット・デメリットについてです。表にありますように、民間メリットは、土地を購入する経費が不要、地域課題、社会課題解決に長期間関わるができることです。民間デメリットは、公有地を活用するということが公共性を前提にした事業化のアイデアが求められることです。自治体メリットは、財政負担が減少する、民間の資金、柔軟な発想をまちづくりに生かすことができることです。デメリットは、民間の自由なアイデアを阻害しないように努める必要があるということ。一方で、公共性の担保の観点から一定の関与も必要となる、時間と労力が掛かることです。2 ページの(4)経営に関与しない市のスタンスについてです。公共性の担保ということですが、黒丸一つ目で、ただ「経営に関与しない」のではなく、「一定の公共性が担保されたうえで経営に関与しない」ということであり、その考え方を協定書、定款において表して市のスタンスを定める予定です。ポイントとしては、経営を行う業務執行社員にはならない。ただし、社員総会での議決について以下のように限定的に関与するということです。一つ目に定款の変更、二つ目に新しい社員の加入、三つ目に決算の承認、四つ目が連鎖的事業の計画。黒丸の二つ目は、テナントに入る市、銀行、商工会議所などは公の性格を有していて、そのことをもって一定の公共性が担保されていると考えられること。また、要求水準書において付加価値事業、にぎわい創出のアイデアの提案を募っており、公共性を十分に理解した企業グループが参加していると考えられること。三つ目が、公共性が保たれるよう市の意見は社員総会でしっかり伝えていくというふうにもまとめさせていただいています。3 ページの選定委員会についてお話しさせていただきます。(3)審査方法について。6月の第1回選定委員会で審査方法を合議制と決定し、1月の審査会において実施しました。同じく3 ページ、

3. 合人社グループからの提案内容についてですが、(2)事業収支計画についてお話しさせていただきます。黒丸の一つ目ですが、確定的な収入のみで事業が成り立つ計画となっていること。二つ目は、需要変動による賃料収入や自主事業収入の多寡に影響されない計画となっていること。三つ目ですが、事業収支計画及び資金調達計画は事前に税理士の確認を得た後、PPP事業におけるプロジェクトファイナンスの経験豊富な山口銀行が審査済の計画となっていること、としています。プロジェクトファイナンスとは、特定事業に対してのみ融資を行い、そこから生み出されるキャッシュフローで事業を展開する手法のことです。5ページの(7)定量的メリットについては資料2-1を御覧ください。商工センター、中央福祉センターは今の規模のまま公共工事で建て替え、引き続き市で運営した場合の経費⑦から、提案段階ではありますが、市が合人社グループに支払う家賃、市に支払われる固定資産税を差し引きした金額をお示ししています。あくまでも試算ではありますが、15億1,000万円という額になっています。6ページの(11)建物の解体については、市が経費を支出し、共同事業体が実施します。経費の適正判断については、アドバイザー契約において実施した金額を参考にするとともに、見積りが出た段階で建設部から意見聴取をすることで適正さを担保することとしています。7ページの(15)市内企業の活用についてです。募集要項において、LABVプロジェクトは、エリアのポテンシャルを引き出す面的な活性化に資する取組であることから、地域企業の一層積極的な参画を促進し、良質なサービスの提供、さらには雇用の拡大等を図ることが重要とし、共同事業体に地元事業者が主体的に参画することを期待するとともに、地元事業者の成長機会の創出による地域経済の活性化を目指す、と示しました。また、優先交渉権者決定基準においても、審査項目「地域経済の貢献」、評価視点として「市内事業者の活用や育成等を通じた地域経済の成長を促す具体的な提案がなされているか」を示し、合人社グループに市内業者が3社参画しました。そして以下のような提案がありましたので、市内企業の活用について検討された提案と判断しているところです。以下は、提案書からの抜粋です。②業務受託者としての参画、市内構成企業3社は、業務受託者としても本事業に参画しま

す。建設D（長沢建設株式会社）は建設工事、運営E（富士商グループホールディング株式会社）及び維持管理F（有限会社エヌエステクノ）は維持管理運營業務の一部を担当します。3社のネットワークを通じ、市内業者と多角的に連携した事業を遂行します。③市内企業への発注については、市内企業に対しては、施設整備段階、維持管理段階共に、構成企業各社から積極的に業務発注について打診を行います。必要な資材・消耗品の調達のほか、飲食物、宿泊、給油等を含め、地域企業に副次的な経済効果が発揮されるように事業展開します、というような提案がありました。8ページの(16)連鎖的事業の見通しについてです。表にありますように、リーディング①とリーディング②以降の事業はコロナ終息後の再開をもくろみ、本事業の施設整備完了はおおむね10年後を目標とする。各プロジェクトが連続的に進行するよう途切れのない活動スケジュールを計画します、とあります。市としましても、毎年度、連鎖的事業の事業化の見込みに関する報告を義務づけることを考えています。その報告を基に、今後の連鎖的事業の実施の時期等について柔軟に対応していきます。9ページの(19)共同事業体のリスク管理についてです。まず黒丸の一つ目ですが、合人社グループからの提案書では、テナントや自主事業等、収入の見込みが不確実な事業収入は事業収支計画には計上せず、確定的な収入のみで事業が成り立つ事業計画となっています。需要変動による賃料収入や自主事業収入の多寡に影響されない事業計画といえます。黒丸の二つ目ですが、合人社グループは決算時には会計士や金融機関からチェックしてもらおう体制を想定しています。リスク管理についてはセルフモニタリングを行い、業務水準が低下していること、要求水準を満たせていないということになれば、新たな事業パートナーの募集を含めて、現在の構成企業のバックアップ体制を検討していくという方針を持っています。黒丸の三つ目、合同会社は、原則として全ての社員が、会社の財産と業務執行等についての状況を調査する権限が認められている、業務執行権のない社員、これは今回の市のスタンスであります。これにおきましても株式会社でいうところの「監査役」の権限はあります。市は経営に関与しませんが経営状況をチェックすることはできます。黒丸の四つ目は主に財務モニタリングのことですが、

山口銀行は融資目線での財務モニタリングすることに加え、プロジェクト関係者として日常モニタリングを実施し、取引が事業計画どおりに事業を遂行した結果であるかどうか、その結果が選定事業者の財務状況を悪化させるものかどうか等の確認を行うこととなります。例えば、著しく業況が悪化して格付ランクが下がった場合、業務改善に向けた指導等を行い、実態把握に努めることとなります。また、そのような事態に至る前に、銀行がプロジェクト関係者であることから、事前に共同事業体の変化は察知し、早期に対応できると考えられるということです。9ページの(20)共同事業体が仮に破綻したときです。万が一破綻した場合は、代表企業等、これは合人社を指しますが、そこが一時的に業務を引き受け、新たに合同会社設立等の体制を構築することを想定しています。黒丸の二つ目です。構成員が破綻した場合は、一時的に残った構成員で担当事業を引き受け、新たな構成員を招へいすることが想定されているということです。黒丸の三つ目です。仮に事業体が破綻したときは、所有は銀行のものになりますが、一方で銀行は施設全体の維持管理・運営はできませんので、事前に共同事業体の中でそのような事態になったときの体制を取り決め、例えば代表企業が一時的に引き受けるなどを定めておき、市、小野田商工会議所、銀行といったテナントは引き続き使用できるとということです。黒丸の四つ目です。本プロジェクトで一番リスクを負うのは銀行であり、仮に破産し、担保処分となったとしても、銀行も全額回収はできません。一方で関係者として銀行も関わるため、施設機能を止めることはできず、機能は存続します。黒丸の五つ目は、市は出資比率の範囲内での有限責任となること、また、破綻したとしても、企業グループ全社がL A B V共同事業体に出資しておりますので、代表企業を中心としたグループ全体で事業を遂行していくとしています。最後、資料3を御参照ください。今後のスケジュールです。可決いただいた後という前提ではありますが、4月から5月にかけて共同開発協定書の締結を経て、共同事業体の設立が予定されています。当初、要求水準書では2期に分けて工事を行い、学生寮を令和6年4月、学生寮以外を令和7年4月の供用開始予定とし、現在の商工センターでの出張所、商工会議所業務を続けながら工事を進めることを想定していましたが、今

回合人社グループからは1期工事での現施設の解体から工事着工、令和6年4月の供用開始というスケジュールが示されています。これから設計協議が進められ、本体工事への着工が令和5年の年明け、その前の解体工事に4か月掛かるとの報告を共同事業体から受けていますので、逆算して商工センターの閉鎖を7月から8月を予定しています。関連の商工センター廃止条例と商工センター解体経費、公園通出張所移転経費等の補正予算につきましては、6月議会での御審議をお願いすることを予定しています。なお、このスケジュールにつきましては、市民、地域の皆様への周知に努めてまいります。議案を可決いただいた後、速やかに事業内容、今後のスケジュール等地域の皆様をはじめ関係者の周知に努めてまいります。説明は以上です。

長谷川知司委員長 執行部からの説明が終わりました。皆様方には今の説明以外にも事前に資料恵与がありましたので勉強されていると思います。取りあえず、今日提出していただいた参考資料について順次質疑を受け付けます。では、参考資料1について、皆様方から質疑を受け付けます。

伊場勇委員 参考資料1の経緯のところについてなんですが、市役所の移転や大企業の本社移転で昔のにぎわいが失われてしまったというところで、エリアの復活は立場の違いを超えて悲願ということなんですが、私が物心付いたときからあそこは余り変わってなくて、昔のにぎわいとかはちょっと分からないんです。なので、私の同世代からすると「あそこに何か造る意味があるの」となっていくんですよね、昔は知らないのです。なので、あそこにそこまでの可能性があるのかなと思ってしまうんですよ。そこで、昔からの悲願だったというところ、どういう方がどのように悲願と思われているんでしょうか、教えてください。

和西企画部次長兼企画課長 お話ししました市、商工会議所、銀行、それぞれ関係者というかトップの方々もやはり同じような考えを持っていらっしゃると思います。伊場委員はまだ若いのでそういうことかもしれないが、

私らの世代になりますと、あそこに行くのがすごく楽しみだった、それぐらいとてもにぎわいがあつた地域でした。先ほども申しましたけれど、市役所の移転や大企業が本社を移転したということで、だんだん今のような状態になっていったというところがありまして、もう一度あのときのようなにぎわいを復活させたいというのは、やはり誰かといえばトップを含めて皆さんが共通して思われているということで、この事業はスタートしたということになっております。

宮本政志副委員長 かなり多岐にわたると思われ、質疑がたくさんいろんな方向に行くと思いがつかなくなると思います。まず今回のLABVという手法ですが、ほかにPFIとかPREというのが一般的にはあると思うんです。なぜ今回このLABVという手法を選択されたかをまずお聞きします。

和西企画部次長兼企画課長 まずPREなんですけれど、これは公的不動産の利活用ということを指し一般的な言葉であつて、手法ではありません。PREは公的不動産の活用のこととお答えさせていただきます。PFIなんですけれど、PPP——官民連携の中には様々な手法があります。委員が今言われましたPFIもそうですし指定管理もLABVも当たります。今回PFIではなくてLABVを手法として選択した理由につきましても、先ほどお話しさせていただきましたが、まず1点にあるのは、面的にまちづくりを進めていきたいということです。PFIになりますと、いろいろ全国でやっていますけれど、例えば市が公営住宅のPFIをやりたい、サッカー場のPFIをやりたいみたいな感じであつて、テーマも決まっておるような中で、割と柔軟な発想が生まれにくくて、そのような手法を取るわけですが、PFIの場合は。でも今回のLABVにつきましても、民間の方々の意見を柔軟に、面的な広がりを見せていきたいと思いますというような柔軟な発想を頂きたいというところがありましたので、LABVという手法を取らせていただいたというところなんです。

宮本政志副委員長　そうすると、このL A B Vの候補地として今回、商工センター一帯が出てきているんですけど、山陽小野田市内で商工センター以外の例えば厚狭駅南部地区とか、あるいはこの市役所の周辺とか、まちのにぎわいの創出とかいろんな考え方から当てはめていくというか検討されたんですか。商工センターのみが、もういきなりL A B Vとなったわけではなく、市内でもL A B V事業に向くような地区とか地域とか場所とかがあるか検討されたんですか。

和西企画部次長兼企画課長　先ほどの答弁の続きにもなるんですけど、L A B Vは面的広がりを見せて、民間の方の柔軟な発想を頂いて複数地で行うということが特徴であるんですが、もう一つ、市が商工センターでやりたいといったときに、それだけでは成り立たない。つまり、土地の問題ではなくて、そこに民間の方々が手を挙げていただいて、一緒の思いを共有した上で、そこに事業性が生み出されると。恐らく事業性があって、公共性とともと一緒にまちづくりをやっていけるだろうというパートナーシップを築けるかどうか。もちろんそこには融資先があるかないかの大きな問題もあると思うんです。場所ではなくて、先ほどちょっと最後にお話しさせていただいたんですけど、協創のプラットフォーム、山陽小野田市でいうところの協創のプラットフォームができるかできないか。ただ、思いだけで作るんじゃないくて、そこに、その事業性も担保された上でできるのかどうか、その判断があれば、市役所でも厚狭駅でもできると思うんです。それは分かりません。ただ、今回商工センターでそのような話が出たときに、国交省の調査に手を挙げました。そのときに皆さんと話したら、「よし、やってみようじゃないか」、「プラットフォームを作ろうじゃないか」というような意思が確認できたので、今商工センターで進み、今日に至っているというところになります。

宮本政志副委員長　今、国土交通省に申請と言われましたけど、全国でL A B Vという取組、実際にどうこうというのはまだでしょうけども、ほかに

検討しているような、都道府県じゃなくて市区町村になると思うけど、そういったところはあるんですか。

和西企画部次長兼企画課長 今、佐賀県上峰町で進行しております。ただ、この進行の仕方というのが本市とは違いまして、まず業者を集めてプラットフォームを作った上で、今から基本計画等に入っていくというような段階になっておるところです。それから、4年前に福岡県築上町というところで、同じく国交省の調査を行い、L A B Vを検討したというところは聞いておりますが、その後事業化には至っておりません。

古豊和恵委員 先ほどどなたが商工センターの土地を希望されているのかという質問のときに、「トップの方が」というお答えがありました。また、「面での整備を進めます」ということをお答えいただいておりますけれども、面での整備をするからには、やはりあの地域に住んでいらっしゃる方々の意見も大事ではないかなと思います。その地域に住んでいる方々が、にぎわいが戻るのかという確信を持てるかどうかも大きいのではないかと思いますので、その地域の方々の気持ちはどういうふうに捉えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

和西企画部次長兼企画課長 令和元年度に国土交通省の補助を受けまして、導入可能性調査を行いました。その中で地域の方にお集まりいただいて、ワークショップを開かせていただきました。ワークショップにおいては、お集まりになられた方々皆さんも、その昔にぎわっていたことをよく知っておりますので、「もう1回あのようなにぎわいになったらいいね」というような話になりまして、例えばレノファ山口との連携とか、いろいろな御意見を頂きました。山口東京理科大学や小野田工業高校との連携もあるなというのもありました。ただ、共通しておりますのは、とにかくあそこのにぎわいをもう1回取り戻していただきたい、この商工センターの再整備には期待しておるといようなことをワークショップの皆様方からは、意見として頂いておるところです。

前田浩司委員 今回のこの計画につきましては、市として多分面という部分が一番キーになるのではないかなと思うんです。特に設計に至っては会社がしっかり計画されるんですけども、市としてこういった機能は面の部分にあつたらいいよねとか、何かそういったものがあるんでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 商工センター用地につきましては、ちょっと説明があれでしたが、入る公的機能としましては出張所、市民活動センター、中央福祉センターが入ります。それから、民間の側としては商工会議所の事務所、中央福祉センターが入りますので恐らく社会福祉協議会も入ってまいります。そこに、山口東京理科大学の学生寮を併設することになりますので、これだけの機能を持った方々が出入りするということで、その方々がやはりつながり合っているいろんなことを展開していく、イベント等もあるでしょうし、日常的なつながりもあるでしょうし、その辺りは提案書の中にも相当出てきておりますので、そこでにぎわいが生まれて、それをエリアに波及させていくということを、まずこのリーディング施設①では期待しておるところです。

前田浩司委員 ちょっと私の聞き方があれだったんですけども、今の私もこの商工センターの付近の様子が分からなくてお伺いしているんです。多分空き家とかがたくさんあって、その部分をもっと違う形で、再度昔にぎわっていた形にしていきたいというのが今回の目的になるのではないかと。そういう回答を求めていたんですけども、その辺は市として何かこういった形になってくれればいいよねとか、こういったものがあったらいいのかなとかというものがあれば教えていただきたいという質問だったんです。

和西企画部次長兼企画課長 今回提案を求めるに当たって、市としての要求水準というのをお示しさせていただき、エリアマネジメントの中でやはりこのセメント町商店街を含めた復活についても提案を頂きたいというよ

うなことを、やはり提案者には求めておまして、今回の提案書においてもその辺りについても触れられております。委員が今言われた空き家、や空き地の利活用を踏まえて、セメント町かいわいの居住人口の増加を目指したいというふうな提案は受けております。具体策はまだちょっと書かれておりませんが、今後の展開についてはこの提案書から期待できるものと考えております。

前田浩司委員 市としたらそこのにぎわいに対して、今回のこのプロジェクトは期待できるという認識であるという御理解でよろしいでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 提案がありまして、専門家の方々入れて審査会を開き、皆さんからも高い評価を頂いておるところです。そういう高い評価を経て、市の担当として提案書を読んだときも、これはもう期待が持てるなと感じておりましたので、これから先の展開を期待したいと考えておるところです。

笹木慶之委員 ちょっと違う視点からお尋ねします。以前に配布されておる資料で連携する、連綿する、連鎖していくということの中で、見えるようで見えない書き方がしてあるから、あえてそこを聞きます。例えば、連鎖していくということの中で、リーディング施設で生まれる交流、にぎわいをまち全体に連鎖波及することをさせることを目指しますということですね。それから、その次の最後のところに、連鎖的事業、エリアマネジメントにとってもとありますが、このエリアというのは何を指しているんだろうかというところなんです。先ほどから聞いておりますと、市の事業として捉えたときに、その拠点というのは、昔のにぎわいを取り戻すという、あの地域の拠点を言っておられるようなんですよね。ところが、以前からの説明では、それは一つの手法として、まち全体にそういったものを波及させるということを何回か聞いたんですが、その辺りは現時点でどのようにお考えでしょうか。この地域以外、例えば厚狭地域とか埴生地域、出合地域といろいろと地域があるわけですけど、ま

ち全体を捉えて発展させようとするれば、ここはリーディング施設ということではいいんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 今回のこのプロジェクトにおきましては、エリアマネジメントのエリアは半径1キロメートル圏内を想定しておるところです。言葉の使い方ですが、そのエリアを「まち」というふうに表現する場合がありますが、この1キロメートル圏内でのにぎわいが市全体に波及していけばいいなという場合での「まち」という使い方もありまして、その辺りがちょっと混在しているところがありますので、そういうふうにお話しさせていただければと思います。

笹木慶之委員 細かいことを今日は余り聞きませんが、今おっしゃったことは一応受け止めておきます。最初言われていたこととの関係が少し変わってきたようですね。それをちょっと申し上げておきたいと思います。

岡山明委員 先ほどからもう何度も言われているんですが、この位置にLABVという手法でにぎわいを創出し、地域情報を発信するという表現の下で今回は事業が進められるんですけど、どうも話を聞くと、やっぱり昔のにぎわいを取り戻したいというトップの思いがあると。今、山陽小野田市で一番人が流入する場所はどこかというところ、やっぱりサンパーク近辺です。狭いんですけど高砂用地もあります。トップの思いということですが、高砂用地のほうがサンパークの近くで人が多いです。なおかつ学生寮を造るとなると、アルバイト先もサンパークがあると。まちのにぎわいをサンパーク周辺に持っていくという話はなかったのですか。

和西企画部次長兼企画課長 検討段階では4か所の選定をした段階で、優先順位のお話もありましたが、やはり商工センターの再整備、それから山口銀行との統合というか複合化というような話がありましたので、やはり商工センターでまず進めようというような話がありました。

宮本政志副委員長 議案に戻しましょう。市有財産の出資ですから、先ほど説明で解体の件を言われましたよね。つまり今回は土地の出資ということで今議案が出ていますけど、解体費についてはどのようになるか。商工センターの建物と福祉センターの建物もありますけど、それぞれどういう負担や計画になっているのかお聞きします。

和西企画部次長兼企画課長 商工センターの解体につきましては、資料3でお示ししましたとおりのスケジュールにのっとりしますと、8月から9月にかけて解体に取り掛かるスケジュールになっております。共同事業体で執行していただくことを想定しており、市が負担金という形で支出を考えておるところです。それから中央福祉センター等につきましては、今後のLABVの展開を見ながら、事業化するタイミングにおいて、また出資という形でお諮りさせていただくことになるかと思えます。資料2の8ページにお示しさせていただいておりますが、このスケジュールどおりに行きますと、中央福祉センターの開発につきましては1期工事、2期工事を共同事業体は考えているようですけれど、これにつきましては、市も出資者として入り、協議の中で議決権を持って関わる事項でもありますので、しっかりと事業化のタイミングを見て、出資するタイミングを図っていきたいと思っております。それ以降、解体につながると思っております。

宮本政志副委員長 そうすると、例えばピンポイントで商工センターの建物解体費は市で負担しますと。その解体をする施工業者の選定というのはどちらがされるんですか。

和西企画部次長兼企画課長 共同事業体で解体に取り掛かっていただくようになります。

宮本政志副委員長 それで先ほどの資料で、その解体費用が適正かどうかを含めて建設部に意見を聞くと載っていたと思うんですけど、市は大体どれ

ぐらいを想定していますか。

和西企画部次長兼企画課長 この段階でお話しすると、数字が独り歩きすることになりますので、この場ではちょっと差し控えさせていただきます。こちらとしましても、今回の一連の中で数字としては持っておるところです。共同事業体から頂いた数字を基に、建設部から意見を頂き、またしっかり算定していきたいと思っています。

宮本政志副委員長 具体的な数字は確かにそうですね、数千万円は掛かるでしょう。その金額で建築年数からしたら、アスベストが含まれている可能性非常に高いと思うんですけど、当初予定していた解体費よりも下手をすると飛散防止対策とかも含めれば、倍ぐらい掛かると思うんです。そうすると億を超えと思うんです。その解体費プラス今回の土地の出資ということで理解してよろしいですかね。

和西企画部次長兼企画課長 解体は共同事業体で行うことになりますので、ここでアスベストの問題が出ましたら、こちらが想定している金額の上に加わると思います。それが適正かどうかはしっかり考えようと思います。

宮本政志副委員長 今回は市有地の出資ですよと。でも、土地だけ出資するんじゃないくて、プラスそれに市が解体費を見るという解釈でよろしいですかを聞いたんです。

和西企画部次長兼企画課長 後段の御質問につきましては、解体費を市が出した後に、また市の出費がほかにあるかというようなお話ですか。

長谷川知司委員長 これは、市が出資するための条件としては更地で出資ということだから、解体費は当然市が負担するにしても、更地で出資という条件のために解体するという理解でいいんですかね。

和西企画部次長兼企画課長 今回、要求水準書の中で業者提案を頂くにおいて、市で解体経費を持ちますと書かせていただいておりますので、それに従って市が支出するという形になります。

長谷川知司委員長 まだ意見はいろいろあると思いますし、私もちょっと意見はあるんですが、今日資料を頂きまして、これも含めて委員各自で質問をまとめておいていただきたいと思います。余りばらばら言うてはいけませんので、まとめていただいて、後日、集中して審査したいと思います。どうでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）執行部の皆さんもそれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今日説明を受けて、大まかに質問させていただきましたが、後日集中的に審査するということにしたいと思います。それではここで休憩しまして、職員入替えのため、10分ほど休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。議案第26号山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について。伊場委員は関係する委員ですので、退席していただきます。

（伊場勇委員 退室）

長谷川知司委員長 では、執行部の説明をお願いします。

橋本消防課長 消防課の橋本です。よろしく申し上げます。それでは議案第26号山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明します。この条例は、消防組

織法の規定に基づき、非常勤の消防団員の定数、任免、給与、服務等に関し必要な事項を定めたもので、この度の改正は、非常勤の消防団員の処遇改善を行うものです。改正の理由は、近年全国的に消防団員数が減少していること、災害の多発化、激甚化に伴い、消防団員に求められる役割が多様化していることから、消防団員の確保が急務となっております。このような中、総務省消防庁は、非常勤消防団員の報酬等の基準を策定し、出動報酬の創設及び標準額を示し、各市町村に必要な条例改正等を行い、令和4年4月1日から施行するよう求めており、本市においても、消防庁の基準に準じ報酬額等の見直しを行うものです。改正内容につきましては、本条例中の水火災、警戒、訓練等の手当を費用弁償としてではなく、出動報酬として位置づけ、かつ、水火災及び警戒の報酬額を7,000円から8,000円に引き上げるものです。施行日は令和4年4月1日です。説明は以上です。審査のほど、よろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 執行部からの説明が終わりました。委員の質疑を受け付けます。

古豊和恵委員 今現在の山陽小野田市の消防団員は、今何人いらっしゃるんでしょうか。

橋本消防課長 条例定数の485人に対しまして、現在、413人となっております。

笹木慶之委員 お尋ねしますが、「招集によって出動し」というところがありますよね。それから「発生を知ったときには直ちに出動し」というのがあるんですが、なぜそれ聞くかといいますと、第12条第5項に「5時間」という時間が設定されておるんです。どの時点をもって出動とみなすのかということによって、この5時間の考え方が随分変わってくるんです。例えば、現地集合で確認して勤務に就いたと。確認するのが出動

なのか、あるいは知って出動態勢に入った、当然家で知りますので、出動態勢に入ったとすればその時点からなのか。そこはどのように整理されているのでしょうか。

橋本消防課長 現状は招集に基づいて出るのが基本になっていると思います。当然、現地の消防団員機庫に集合してスタートした段階から出動手当の対象と考えていると思います。身近で火災が発生してしましたら、消防団員には消防の義務もありますし、頑張って消火活動をしていただきますので、活動が始まった段階をスタートと考えて支障はないと思います。

笹木慶之委員 消防というのは指揮命令によって動くんですね。したがって、今、お答えになられたようにいわゆる指揮下に配属したときと理解していいですか。

橋本消防課長 お見込みのとおりです

岡山明委員 「1回につき」と表現されているんですけど、この1日とかそういう単位で継続して24時間超えた場合は、どういう扱いになりますか。

橋本消防課長 笹木委員からも言われましたけども、5時間を超えるとその額の5割相当の増額を5時間ごとにどんどんしていく形になると思います。ただ、建物火災ですので、2日、3日という可能性は非常に少ないかと思っています。ただ、大規模な林野火災になりますと、当然2日目に掛かることもありますので、日をまたげばそこからまた起算という形で考えて支障はないかと思っています。

宮本政志副委員長 おととしからの新型コロナウイルス感染症の拡大によって、消防団員数に影響が出ていませんか。

橋本消防課長 各地区の消防団員について影響は出ておりませんが、団本

部に学生消防団員というのを入れております。山口東京理科大学の学生に団員になってもらっているんですけども、当然今この2年間勧誘活動ができておりませんので、当然卒業を迎えた学生さんは、卒業していくと。新たに募集ができていないというのがありますので、学生消防団員の減少というのはある一定数が発生しています。これは、できれば令和4年度は是非とも部活の募集の段階に合わせて、消防団員の募集もしたいと考えているところです。

宮本政志副委員長 学生の消防団員はちょっと外して、一般の消防団員数はここ数年で推移はどうなっているんでしょうか。若干増えているとか若干減っているとか余り変わってないとか。推移はどうでしょうか。

橋本消防課長 人数的にはほぼ横ばい状態です。各分団で団員が退職されたら、何とか新しい団員を入れてという形を取られていて、現時的には横ばい状態になっていると思います。

宮本政志副委員長 先ほどの説明では、総務省消防庁が消防団員の維持のためにというふうにおっしゃったんですけど、額が7,000円から8,000円ですよ。この程度で消防団員数を増やしていける、あるいは維持ができるんですか。それに報酬以外にも何か課題があって、把握していらっしゃいますか。

橋本消防課長 今、副委員長の言うとおりに、この報酬額を1,000円上げたからということで消防団員が増えていくというふうに我々も考えていません。ただ、少なからず現場で活動していただく消防団員の処遇を少しでも上げていこうということでの条例改正と受け取ってもらえたらと思います。対策としては、当然今、定員が割れている消防団もありますので、そこについては積極的に我々も支援しながら地元の方を勧誘していただくという策しかないかなと思っています。あとは先ほど言いましたけども、学生消防団員の数の上積みを図っていきたいと思っています。

宮本政志副委員長 若い世代にどんどん消防団員になっていただかないと、人数を確保もできないし増えていきませんよね。具体的にはどう取り組んでいくんですか。

長谷川知司委員長 具体的な取組について分かりますか。

橋本消防課長 現状、消防として明確に消防団に対してのアクションというの
はできていないです。ただ、基本計画の策定するときにもお話しさせていただ
きましたけども、消防団協力事業所というのがあります。そちらの
認定を1社、2社と上積みしていきますので、その中で一人でも多くの
消防団員を事業者から入れてもらうという形を取っていただければとは
考えておるところです。

古豊和恵委員 多分全国的に消防団員は減っているのかなと思っています。テ
レビでもかなり流されていますね、「地域を守るための消防団員になり
ませんか」ということで、国も積極的にいろいろとそういうテレビ媒体
を使って放映されています。市には広報がありますので、広報を使って
「地域を守る消防団員にあなたもなってみませんか」とお知らせできま
せんか。若い方たちも広報は結構読まれているように思います。ですから、
もっと幅広くそういう手法も使われてみてもいいんじゃないかなと。
そして、消防団員は、皆さん多分無報酬だと思っていらっしゃる方が多
いかなとも思います。金額を提示するかしないかは別として、そういう
こともあるんですよ、ちゃんと保険も入っていますよ、どうですよとい
うことも踏まえて、地域を守りませんかということ少し考えられては
どうかかなと思ったんですが、どうでしょうか。

橋本消防課長 広報紙の使用については、可能な限り前向きに検討していきたい
と思います。

岡山明委員 1回につき8,000円とあるんですけど、1回というのは普通の火災も全部出動の単位に入るんですかね。火災、災害の場合という表現があるんですけど、普通の火災とかそういう交通事故で消防自動車を出動させたときに8,000円が支給されるという解釈でいいですかね。

橋本消防課長 先ほどもありましたけど、あくまで消防団員の出動の金額ですんで、消防から要請して現場に出ただけであれば、もちろん交通事故であろうと水火災であろうと、1回につき8,000円を支給することになります。

笹木慶之委員 今まで費用弁償であったのが報酬になりましたよね。これは国がその基準を決めたということでしょうか、費用弁償から報酬にした理由は何でしょうか。

橋本消防課長 今回、国の通知がそうだというのもあるんですけども、本来費用弁償という考え方は災害発生時に消防団を招集したら、いわゆる旅費としての支給で、そもそもスタートしている制度です。ただ、処遇改善で年々出動の手当等の額が上がってきている中で、今回8,000円という数字になった段階で、もはやそれは旅費ではない、費用弁償にはそぐわないということで、出動報酬に全体を移行した形になっております。

笹木慶之委員 ですから、いわゆる消防団の処遇改善ということが前面に出たわけですよ。やはり確保しなくちゃならないということです。それと、もう1点は費用弁償なら税の対象になりませんが、報酬になれば税の対象になるということです。だから、一応正式な勤務として認めて、しかしそれぞれの指揮権は消防にあると。命令に従って作動するということところが基本になって、しかし命令がなくても、身近で起こった問題は自分が知ったら出動しなさいとなっているんですよ。ということで、処遇改善を含めながら規律を正したと理解していいんですか。

橋本消防課長 お見込みのとおりです。

宮本政志副委員長 この財源措置はどのようになっているのでしょうか。

橋本消防課長 交付税措置も当然取られております。ただ、市の予算としては、従来、旅費に付いていた費用を報酬費に付け替えで、数字が1回当たり1,000円上がるという形になりますので、その確保はさせていただいております。

長谷川知司委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、これで質疑を終わります。討論に入りたいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認め、採決に入ります。議案第26号について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成ということで、議案第26号は可決すべきものと決しました。ちょっとお待ちください。

（伊場勇委員 入室）

長谷川知司委員長 では、全員そろったところで、これで総務文教常任委員会を閉会します。どうもお疲れ様でした。

午前11時45分 散会

令和4年（2022年）3月14日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司